

昭和四十六年法律第六十五号

コンテナーに関する通関条約及び国際道路
運送手帳による担保の下で行なう貨物の国
際運送に関する通関条約（TIR条約）の
実施に伴う関税法等の特例に関する法律
（趣旨）

第一条 この法律は、コンテナーに関する通関条
約（以下「コンテナー条約」という。）及び国
際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の
国際運送に関する通関条約（TIR条約）（以
下「国際道路運送条約」という。）を実施する
ため、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）
関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）及
び消費税法（昭和六十三年法律第八号）の特
例その他必要な事項を定めるものとする。
（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用
語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 コンテナー コンテナー条約第一条（b）
又は国際道路運送条約第一条（c）に規定す
るコンテナーをいう。
二 国際道路運送手帳 国際道路運送条約第五
条の団体が、同条約の規定に基づき直接によ
りはこれと提携する団体を通じて発給する税関
手続用の書類をいう。
三 保証団体 第十条第一項の規定により財務
大臣の認可を受けた者をいう。

第三条 コンテナー条約第二条又は第五条1の規
定によりコンテナー又はコンテナー修理用の部
分品につき関税及び消費税（以下「輸入税」と
いう。）を免除する場合には、税関長は、その
免除に係る輸入税の額に相当する担保を提供さ
せることができる。
（免税コンテナー等に係る担保の提供）

第四条 コンテナー条約第二条又は第五条1の規
定により輸入税の免除を受けて輸入したコンテ
ナー（以下「免税コンテナー」という。）又は
コンテナー修理用の部分品（修理により取り外
された部分品を含む。以下「免税部分品」とい
う。）は、その輸入の許可の日から一年（一年
を超えることがやむを得ないと認められる理由
がある場合において、政令で定めるところによ
り税関長の承認を受けたときは、一年を超え、
税関長が指定する期間。以下「再輸出期間」と
いう。）内に、貨物の運送の用（免税部分品に
あつては、免税コンテナーの修理の用。次条に

おいて同じ。）以外の用途に供し、又はこれに
供するため譲渡してはならない。ただし、やむ
を得ない理由がある場合において、政令で定め
るところにより税関長の承認を受けたときは、
この限りでない。
（用途外使用等の場合の輸入税の徴収）

第五条 次の各号のいずれかに該当する場合に
は、当該各号に該当することとなつた者から、
その免除を受けた輸入税を直ちに徴収する。
一 前条ただし書の承認を受けたとき、又は当
該承認を受けないで同条の物品を貨物の運送
の用に供し、若しくはこれに供す
るため譲渡したとき。
二 再輸出期間内に前条の物品を輸出しなかつ
たとき。

第六条 免税コンテナー又は免税部分品を輸入し
た者（その輸入後に、これらの物品の譲渡、返
還又は貸与がされたときは、当該譲渡、返還又
は貸与を受けた者。次項及び次条において「管
理者」という。）は、政令で定めるところによ
り、これらの物品の管理、運用及び保管に関す
る事項を帳簿に記載しなければならない。
税関長は、輸入税の徴収上必要があると認め
るときは、管理者に対し、政令で定めるところ
により、当該免税コンテナー又は免税部分品に
ついて、その輸出年月日及び輸出地その他必要
な事項を報告させることができる。
（管理者変更の場合の通知）

第七条 免税コンテナー又は免税部分品について
管理者が変わることとなつたときは、その変更
前の管理者は、これらの物品の引渡しの日から
五日を経過する日までに、変更後の管理者に対
し、政令で定めるところにより、これらの物品
について再輸出期間その他必要な事項を通知し
なければならない。
（国産コンテナー等の特例）

第八条 第三条から前条までの規定は、免税コン
テナーのうち、本邦において製造されたコンテ
ナー（保税作業による製品を除く。）及び輸入
税が納付された、又は納付されるべきコンテナ
ーで、政令で定めるところによりこれらのコン
テナーである旨の表示をしたものについては、
適用しない。

（国際道路運送手帳の確認）
第九条 国際道路運送手帳による担保の下で外国
貨物の保税運送（関税法第六十三条第一項に規
定する運送をいう。）をしようとする者は、政
令で定めるところにより、当該国際道路運送手
帳につき保証団体の確認を受けなければならない。
（保証団体の認可等）
第十条 国際道路運送条約第五条1に規定する権
限を有する者となるには、財務大臣の認可を受
けなければならない。
一 前項の認可を受けようとする者は、申請書
に、定款、事業計画書及び業務方法書その他財
務省令で定める書類を添えて、これを財務大臣
に提出しなければならない。
二 財務大臣は、第一項の認可の申請者が次の各
号に適合していると認めるときでなければ、同
項の認可をしてはならない。
一 国際道路運送条約第五条2に規定する国際
団体に加盟している間であること。
二 前号の国際団体との間に関税及び内国消費
税（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関
する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二
条第一号に掲げる内国消費税をいう。以下次
条までにおいて同じ。）に関する保証契約を
締結することが確実であること。
三 関税及び内国消費税の納付その他保証団体
の業務を適正に遂行するに足りる能力がある
こと。

1 保証団体は、国際道路運送手帳による担保の
下で外国貨物の運送をするにつき関税法第六
十三条第一項の承認を受けた者が、同法第六
十五条第一項及び輸入品に対する内国消費税の
徴収等に関する法律第十一条第五項の規定によ
り関税及び内国消費税を徴収されることとなつ
たときは、その者と連帯して当該関税及び内国
消費税を納付する義務を負う。
2 保証団体は、第三項第二号に規定する保証契
約を締結したときは、直ちに、その旨及び当該
保証契約の内容を財務大臣に届け出なければな
らない。
3 保証団体は、前項の届出をした後でなけれ
ば、国際道路運送手帳を発給してはならない。
4 保証団体は、その業務を廃止しようとする
ときは、財務省令で定めるところにより、その旨
を財務大臣に届け出なければならない。
5 財務大臣は、保証団体が第三項各号の一に適
合しなくなつたと認めるとき、保証団体がこの

法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこ
れらに基づく処分を違反したとき、又は保証団
体から前項の届出があつたときは、第一項の認
可を取り消すことができる。
6 前項の規定により認可が取り消された場合に
おいて、当該認可を取り消された者がその取消
しの前に発給した国際道路運送手帳があるとき
は、当該国際道路運送手帳については、当該認
可を取り消された者を保証団体とみなして、こ
の法律を適用する。
（保証団体の担保の提供等）
第十一条 財務大臣は、関税及び内国消費税の保
全のため必要があると認めるときは、政令で定
めるところにより、保証団体に対し、金額及び
期間を指定し、関税及び内国消費税につき担保
の提供を命ずることができる。
1 財務大臣は、必要があると認めるときは、前
項の金額又は期間を変更することができる。
2 財務大臣は、第一項の規定により担保を徴し
た場合において、保証団体が納付すべき関税及
び内国消費税がその納期限までに完納されな
いときは、税関長に、その担保として提供され
た財産の処分その他の処分を行なわせるものとす
る。
3 国稅通則法（昭和三十七年法律第六十六号）
第五十二条の規定は、前項の処分について準用
する。
（報告の徴収及び検査）
第十二条 財務大臣は、必要があると認めるとき
は、保証団体に対し業務若しくは財産に関し報
告をさせ、又はその職員をして保証団体の事務
所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しく
は帳簿書類その他の物件を検査させることがで
きる。
1 前項の規定による立入検査をする職員は、そ
の身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があ
るときは、これを提示しなければならない。
2 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪
捜査のために認められたものと解してはならな
い。
（コンテナーの承認手続）
第十三条 コンテナーにつき、コンテナー条約第
七条又は国際道路運送条約第十七条2に規定す
る承認を受けようとする者は、政令で定めると
ころにより、当該コンテナーの種類、型式、記
号及び番号その他政令で定める事項を記載した
申請書を税関長に提出しなければならない。

おいて同じ。）以外の用途に供し、又はこれに
供するため譲渡してはならない。ただし、やむ
を得ない理由がある場合において、政令で定め
るところにより税関長の承認を受けたときは、
この限りでない。
（用途外使用等の場合の輸入税の徴収）

2 前項の承認を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、政令で定めるところにより、税関に納付しなければならぬ。

(設計型式により承認されたコンテナへの条約等の適用等)

第十四条 コンテナ条約附属書一又は国際道路運送条約附属書六に定める技術上の条件を満たすものとして設計型式により承認されたコンテナは、コンテナ条約第七条又は国際道路運送条約第十七条2の規定により承認されたコンテナとみなして、これらの条約及びこの法律を適用する。

2 前条の規定は、本邦においてその製造するコンテナにつき、前項の設計型式による承認を受けようとする者について準用する。

第十五条 コンテナ条約の締約国以外の国(その国におけるコンテナの通関上の取扱いその他の事情を勘案して政令で定める国を除く。)から輸入されるコンテナは、締約国から輸入されるものとみなして、同条約及びこの法律を適用する。

(政令への委任)

第十六条 前各条に規定するもののほか、コンテナ条約及び国際道路運送条約並びにこの法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十七条 第四条の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、若しくは帳簿を隠した者又は同条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

二 第七条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

三 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産について、前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(犯罪事件の調査及び処分)

第二十条 関税法第十一章(犯罪事件の調査及び処分)の規定及び輸入品に対する内国消費税の

徴収等に関する法律第二十六条の規定は、前三条の犯罪事件の調査及び処分について準用する。

附則 この法律は、コンテナ条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、その日と国際道路運送条約が日本国について効力を生ずる日と異なるときは、同条約の実施に係る部分については、同日から施行する。

附則 (昭和六三年二月三〇日法律第一〇八号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、平成元年四月一日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び同日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ並びに同日以後に保税地域から引き取られる外国貨物に係る消費税について適用する。

2 前項の規定にかかわらず、この法律のうち次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第二十条、第二十一条、第二十二条第三項、第二十三条第三項及び第四項、第二十四条第三項、第二十五条第二項から第四項まで、第二十七条から第二十九条まで、第三十一条から第四十五条まで、第四十六条(関税法第二十四条第三項第二号の改正規定に限る。)、附則第四十八条から第五十一条まで、第五十二条(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十四条を削る改正規定を除く。)、並びに附則第五十三条から第六十七条までの規定 平成元年四月一日

附則 (平成三年五月一五日法律第七三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三年十月一日から施行する。

附則 (平成二一年二月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正

する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五十五条、第千三百六十六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則 (平成一七年三月三十一日法律第二二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条の規定、第三条中間税法第三十条第一項に一号を加える改正規定、同法第四十一条の改正規定、同法第四十一条の二の改正規定(中「当該」を「及び第三項中「当該」に改める部分に限る。)、同法第四十五条の見出し及び同条第一項の改正規定並びに同条に一項を加える改正規定、同法第六十三条第一項の改正規定、同法第六十五条第一項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、同法第六十七条の二の次に十条を加える改正規定、同法第六十八条第一項の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条第一項の改正規定、同法第九十五条第三項の改正規定(「第七条の九第一項(帳簿の備付け等)及び前条第一項」を「第七条の九第一項及び第六十七条の六第一項(帳簿の備付け等)並びに前条第一項」に改める部分に限る。)、同法第一百五十五条第五号の改正規定(「第七条の九第一項」の下に、「第六十七条の六第一項」を加える部分に限る。)、並びに第四条の規定並びに附則第八条(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第五項の改正規定並びに同法第十九条第一項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定を除く。)、附則第九条、附則第十二条及び附則第十四条の規定 平成十八年三月一日

附則 (平成二四年三月三十一日法律第一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。次項において同じ。)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 新関税法第一百七条第二項の規定は、この法律の施行の際既にその公訴の時効が完成している罪については、適用しない。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。